

相模原 法人会だより

May 2012

相模原法人会広報誌

No.177 隔月発行
年6回

ハイライト

平成24年度
税制改正のあらまし

ひと

有限会社相州武井組建工 武井みどりさん

税務署からのお知らせ

平成24年度事業計画案・予算案

活動フラッシュ

花子と太郎の見てある記

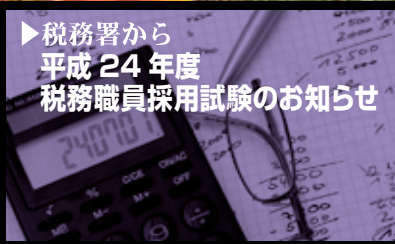
相武ガーデン

読者プレゼント

相武ガーデン



▶税務署から
平成24年度
税務職員採用試験のお知らせ



平成24年度
事業計画案・予算案



▶ハイライト
平成24年度 税制改正のあらまし



▶読者プレゼント
相武ガーデン

▶ひと
有限会社相州武井組建工
武井みどりさん





津久井東地区
有限会社相州武井組建工
武井 みどりさん

従業員みんなで 喜び合うことが何よりの喜び

いつも明るく元気な武井さん。女性の立場で会社を支える思いを話していただきました。

鳶の個人企業から発展

(有)相州武井組建工の前身は鳶職をしていた義父が起こした個人企業です。公共事業に参入するため昭和52年に法人化しました。私は嫁として仕事のことを義父に教わりましたが、平成10年に義父が亡くなってから本格的に経営に携わるようになりました。5年前から税理士の先生に教えていただきながら経営改善に努めています。建築土木の仕事は何と奥が深いのだろうと気がつくこともよくあります。厳しい経済状況ですので、会社を盛り立てていくにはPRを通じてより多くの人に知ってもらうことが必要です。そのため、チラシを作って社員みんなで仕事の合間に配布しています。青野原で長く会社を続けていますので、これまでに培ってきた信用、信頼が何よりの財産です。お客様を第一に考え、住む人の気持ちになって施工する当社の姿勢と実績を知ってもらうことが、次の仕事につながると思っています。どんなご相談にもすぐに対応できるのも当社の特徴です。

人のつながりを広げるのが私の役割

社長である夫を支え、営業とまでは言えませんが、外回りをしながら人とのお付き合いを広げることが私の役割

です。飾らない、自然体でのお付き合いを心がけています。人と直接会って話をするのは仕事の上でとても大切なことだと思います。法人会や地域のいろいろな団体でのお付き合いをする中で、たくさんのことを学び、結果として仕事につながるお話をいただくこともあります。最近はお付き合いの輪が広がり、企業の倫理を学ぶ会に参加していますし、フラダンスにも挑戦しているんですよ(笑)。決して自分のためだけでなく、お付き合いしている方々と「おたがい様」の関係でありたい、ともに発展していきたいと願っています。

お客様と従業員に感謝

経営に携わっていて強く感じるのは、従業員あってこそこの会社、ということです。どんなに苦しいときでも一生懸命やってくれる従業員がいるからこそ、会社が成り立っています。業績が上がって従業員みんなで喜び合うことが私にとって何よりの喜びですし、仕事のやりがいになっています。従業員から力をもらい、励まされていると感じます。お客様と従業員への感謝の気持ちを決して忘れてはならないと、日々強く思っています。会社経営は山あり谷ありで、本当に大変だなと思います。それでも、会社を続けていくために自分にできることを精一杯しようという気持ちを忘れず、毎日をごさしていきたいと思います。

平成24年度税制改正のあらまし

平成24年度税制改正大綱が平成23年12月10日に閣議決定されましたが、内容としては小さな改正というものでした。しかしながら、「社会保障と税の一体改革」という大きな改正が控えています。この社会保障と税の一体改革大綱は2月17日に閣議決定されています。

平成24年度の税制改正法案が、3月8日衆議院本会議で可決され、参議院に回付されたことにより、国会の税制関連審議で最大の関心は、社会保障と税の一体改革の行方に移ることとなります。

この社会保障と税の一体改革ですが、「社会保障改革」と「税制抜本改革」に大きく分かれます。社会保障改革と一体的に実施する今回の税制抜本改革の最大の柱は、社会保障財源を確保するための消費税や所得税、相続税の増税です。この内容については、今後国会審議動向等によって詳しくご案内します。

平成24年度の税制改正によって、個人の給与所得控除の見直しがされました。

資産の譲渡関係の特例でも、大きな見直しが行われ、中小企業者向けの優遇税制については、期限延長される項目がいくつかあります。

中小企業や個人事業主に影響する平成24年度の税制改正のあらましについて概要をご案内します。

① 法人税関係

【1】研究開発税制の延長

試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる措置の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

【2】環境関連投資促進税制の拡充

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却制度の対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備について、一定規模以上のものに限定した上で、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得等をして1年以内に事業供用した場合には、初年度即時償却ができることとされます。

	現 行	改 正 案
取得・事業供用時期	平成23年6月30日 ～平成26年3月31日	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日
特別償却限度額	取得価額×30%	取得価額－普通償却限度額

（注）中小企業者等については、取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用が可能です。

適用時期 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得し、事業供用したエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用されます。

【3】中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象資産の範囲の見直しを行うとともに、その適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

《対象資産の範囲》

特定機械装置等	現 行	改 正 案
機械・装置	1台160万円以上	同 左
器具・備品	電子計算機、デジタル複合機 (複数台合計で120万円以上)	電子計算機、デジタル複合機 (複数台合計で120万円以上) ★デジタル複合機の範囲の見直し ★試験機器等を範囲に追加
ソフトウェア	複数基合計で70万円以上	同 左
貨物自動車	車両総重量3.5t以上	同 左
内航船舶	取得価額×75%	同 左

適用時期 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をし、事業供用した特定機械装置等について適用されます。

【4】交際費等の課税の特例の延長

交際費等の損金不算入制度について、適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。また、中小法人（資本金1億円以下の法人）に係る損金算入の特例の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

【5】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

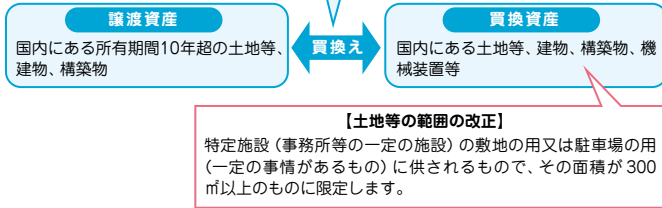
中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の即時償却（合計額300万円が限度）の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

【6】特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長・見直し

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、一定の買換え資産の適用範囲の見直しを行った上、その適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されます。

《改正の概要》

譲渡益の範囲内で買換資産の所得価額の80%相当額の課税を繰延べ



適用時期 平成24年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその買換資産について適用されます。

【7】使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の延長

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

② 所得税関係

【1】給与所得控除・特定支出控除の見直し

① 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に上限が設けられます。

給与等の収入金額1,500万円超の給与所得控除額の計算	
現行	改正案
収入金額 × 5% + 170万円（上限なし）	245万円を上限とする

適用時期 平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用されます。

② 特定支出控除の見直し

特定支出控除制度（特定支出の合計額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分の金額を、確定申告を通じて給与所得の計算上、給与所得控除に上乗せして控除できる制度）について、特定支出の範囲が拡大されるとともに、適用判定基準の見直しが行われます。

(イ) 特定支出の範囲の拡大

現行の特定支出の範囲	改正案（特定支出の範囲に追加される支出）
<ul style="list-style-type: none"> 通勤費 転居費 研修費 資格取得費（弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費を除く） 帰宅旅費 	<ul style="list-style-type: none"> 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費 勤務必要経費（職務と関連のある図書購入費、職場で着用する制服等の衣服費、職務に通常必要な交際費の合計額で、65万円が上限）

(ロ) 適用判定基準の見直し

特定支出の額が次の額を超える場合に適用されます。（役員給与にも適用されます）

現行	改正案
給与所得控除額	給与等の収入金額1,500万円以下 → 給与所得控除額 × 1/2
	給与等の収入金額1,500万円超 → 125万円

適用時期 平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用されます。

【2】役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

役員等としての勤続年数が5年以下の者が支払いを受ける役員退職手当等に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されます。

《退職所得の計算》

退職者の区分	現行	改正案
勤続年数5年以下の役員等	退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	退職所得 = 収入金額 - 退職所得控除額
上記以外の者		退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

《退職所得控除額の計算》

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数（最低80万円）
20年超	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

適用時期 平成25年分以後の所得税について適用されます。なお、個人住民税は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。

【3】住宅税制の改正

① 住宅ローン減税制度の拡充（認定低炭素住宅の特例の創設）

住宅ローン減税制度について、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、認定低炭素住宅の新築等をして平成24年又は平成25年に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率が次のとおりとなります。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年	4,000万円	1.0%
平成25年	10年	3,000万円	1.0%

② 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の改正

本特例の所得税額の特別控除について、税額控除額の上限を現行の100万円から50万円に引き下げた上、その適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されます。

適用時期 平成24年1月1日以後に認定長期優良住宅を居住の用に供する場合について適用されます。

③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正

本特例の適用対象となる譲渡資産に係る譲渡価額要件が次のとおり引き下げられた上、その適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されます。

《譲渡価額要件》

現行	改正案
譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であること	譲渡資産の譲渡に係る対価の額が1.5億円以下であること

適用時期 平成 24 年 1 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

④ その他

- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長されます。
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長されます。

【4】源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例の改正

源泉徴収に係る所得税の納期の特例について、7 月から 12 月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき源泉徴収した所得税の納期限が翌年 1 月 20 日（現行：翌年 1 月 10 日）とされます。

これに伴い、7 月から 12 月までの間に支払った給与等及び退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限を翌年 1 月 20 日としている納期限の特例が廃止されます。

	現 行		改 正 案	
	1 月～6 月分	7 月～12 月分	1 月～6 月分	7 月～12 月分
納期の特例	7 月 10 日	翌年 1 月 10 日	7 月 10 日	翌年 1 月 20 日
納期限の特例	—	翌年 1 月 20 日	—	廃 止

適用時期 平成 24 年 7 月 1 日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

③ 資産税関係

【1】直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正

本制度における非課税限度額（現行：1,000 万円）が次のとおり拡充され、適用期限が平成 26 年 12 月 31 日まで延長されます。

（イ）非課税限度額

贈与を受けた年	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋（注 1）	左記以外の住宅用家屋（注 2）
平成 24 年中	1,500 万円	1,000 万円
平成 25 年中	1,200 万円	700 万円
平成 26 年中	1,000 万円	500 万円

（注 1）東日本大震災の被災者については、平成 24 年中から平成 26 年中まで非課税限度額が 1,500 万円となります。

（注 2）東日本大震災の被災者については、平成 24 年中から平成 26 年中まで非課税限度額が 1,000 万円となります。

【東日本大震災の被災者】

東日本大震災により住宅用家屋が滅失等した者（当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含みます）をいいます。

（ロ）面積制限

適用対象となる住宅用家屋の床面積は、東日本大震災の被災者を除き、240 ㎡以下となります。

適用時期 平成 24 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

【2】住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の延長

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限が平成 26 年 12 月 31 日まで 3 年延長されます。

【3】相続税の連帯納付義務の改正

相続税の連帯納付義務について、次の場合には連帯納付義務が解除されます。

- ・ 申告期限等から 5 年を経過した場合（注）
- ・ 担保を提供して延納又は納税猶予の適用を受けた場合

（注）申告期限等から 5 年経過時点ですでに連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることができることとされます。

適用時期 平成 24 年 4 月 1 日以後に申告期限等が到来する相続税について適用されます。ただし、同日において未納となっている相続税についても同様の取り扱いとなります。

④ 国際課税関係

◆ 国外財産調書制度の創設

その年の 12 月 31 日において価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する居住者は、当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、翌年 3 月 15 日までに、所轄税務署長へ提出することが義務付けられます。

適用時期 平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書に適用されます。

⑤ 地球温暖化対策関係

◆ 地球温暖化対策のための税導入

石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂ 排出量に応じた税率が次のとおり上乗せされます。

	原油・石油製品 〈1kl 当たり〉	ガス状炭化水素 〈1t 当たり〉	石 炭 〈1t 当たり〉
現 行	2,040 円	1,080 円	700 円
平成 24 年 10 月 1 日から	2,290 円	1,340 円	920 円
平成 26 年 4 月 1 日から	2,540 円	1,600 円	1,140 円
平成 28 年 4 月 1 日から	2,800 円	1,860 円	1,370 円

適用時期 平成 24 年 10 月 1 日から適用されます。

平成 23 年度税制改正等 (平成 23 年 12 月 2 日公布分)

1 法人税率の改正・復興特別法人税

平成 23 年度税制改正の修正法が平成 23 年 12 月 2 日に公布・施行されたことから、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率が 4.5% (中小法人に対する軽減税率は 3%) 引き下げられることになりました。

なお、指定期間 (平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間) 内に最初に開始する事業年度から 3 年間については、東日本大震災からの復興財源として復興特別法人税が課税されます。復興特別法人税の税額は課税標準となるその事業年度の法人税額の 10% 相当額とされます。

《法人税率の改正前後の比較》

	改正前		改正後	
	年 800 万円以下の所得	年 800 万円超の所得	年 800 万円以下の所得	年 800 万円超の所得
中小法人以外	30%	30%	25.5% (28.05%)	25.5% (28.05%)
中小法人	18%	30%	15% (16.5%)	25.5% (28.05%)

※中小法人とは、資本金又は出資金額が 1 億円以下の法人をいいます。また、上記表中の () 書きは復興特別法人税を加算した税率になります。

2 復興特別所得税

平成 25 年分から平成 49 年分までの所得税に東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が課税され

ます。復興特別所得税の税額はその年の源泉分離課税や申告分離課税を含むすべての所得税額の 2.1% 相当額とされます。

3 個人住民税の税率の特例

個人住民税均等割について、地方公共団体が実施する防災施策費用の財源として平成 26 年度から平成 35 年度までの道府県民税・市町村民税がそれぞれ 500 円ずつ引き上げられます。この結果、標準税率 (税額) は 5,000 円 (改正前: 4,000 円) になります。

4 更正の請求期間の延長

更正の請求の期間が原則 5 年 (改正前: 1 年) に延長されました。これと併行して税務署長が増額更正できる期間も所得税・消費税などが原則 5 年 (改正前: 3 年) に延長されました。なお、不正がある場合の除斥期間は現行の 7 年のままとされます。

また、贈与税と、移転価格税制に係る法人税の更正の請求期間は 6 年 (改正前: 1 年)、法人税の純損失に係る更正の請求期間は 9 年 (改正前: 1 年) に延長されました。

なお、更正の請求の対象範囲の拡大等も行われました。

適用時期 更正の請求期間の延長は、原則平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が来る国税について適用されます。

相模原税務署

(従前の「国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験」に該当)

平成 24 年度 税務職員採用試験のお知らせ

受験資格	1. 平成 24 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 25 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2. 人事院が 1 に掲げる者に準ずると認める者
申込書交付期間	5 月 14 日(月)～7 月 10 日(火) ※土・日曜日は除く
申込書受付期間	1. インターネット 6 月 26 日(火)～7 月 5 日(木) 2. 郵便又は持参 7 月 2 日(月)～7 月 10 日(火) ※できるだけ、インターネットで申込みをしてください
試験日	1. 第 1 次試験 9 月 9 日(日) 2. 第 2 次試験 10 月 18 日(木)～10 月 25 日(木)のうち、指定する日



★詳細については、お気軽に相模原税務署 総務課 (TEL 042-756-8211 内線 411) までお尋ねください。

※税務署におかけいただいた電話は自動音声にてご案内しております。お問い合わせは、音声案内で「2」番 (税務署) を選択した後、交換手に内線番号をお伝えください。(国税庁 HP「www.nta.go.jp」でもご確認いただけます。)

平成24年度事業計画案及び予算案 理事会で承認

相模原法人会の平成24年度事業計画案及び予算案が、3月22日の理事会で承認されました。5月29日に開催される総会で事業計画案と予算案が承認され、公益目的事業比率を62.67%として公益社団法人移行の申請をすることとなります。

本来であれば、公益目的事業比率は50%程度で申請すれば良いものの、公益認定等審議会で当会の公益目的事業の何点かが否認されることもあることを考慮し、10%以上の上積みをした予算となりました。

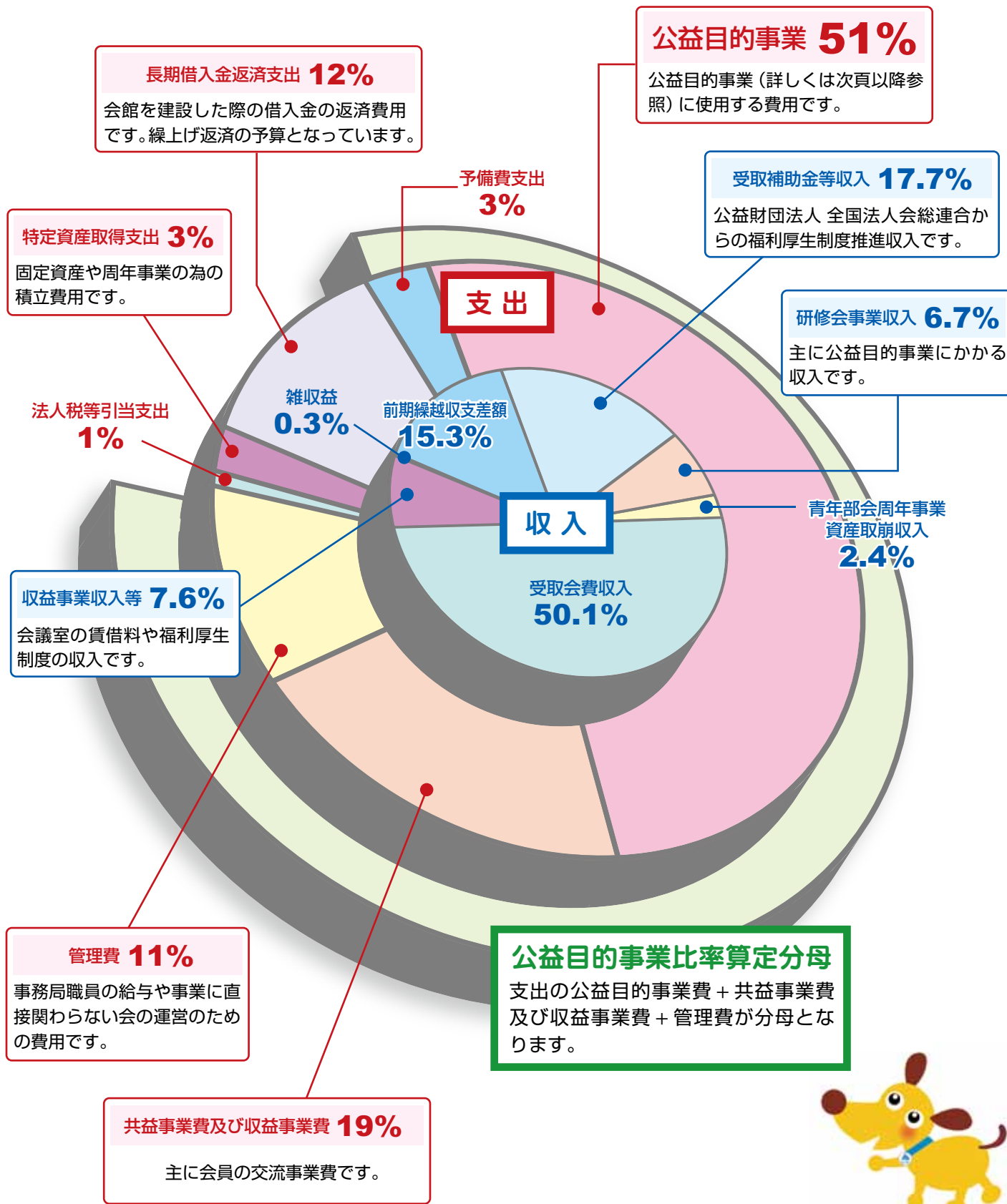
また、予算案の体系は、新会計基準に基づき作成され、従来の体系と大きく違いますが、組織別に事業毎に予算が組まれています。

さらに、事業計画案では、ほとんどの支部地区で公益目的事業計画が盛り込まれ、平成24年度に公益社団法人移行申請を行う準備が整いました。

ここでは、概要をご案内します。



平成 24 年度予算案（収支計算書）内訳



当会の定款で公益目的事業と位置づける事業は次の1～5の事業となります。

1. 税知識の普及を目的とする事業（公益目的事業）

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 税務相談
- (4) 改正税法説明会
- (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
- (6) Web サイトによる税情報の発信
- (7) 源泉部会税務研修会
- (8) 女性部会及び青年部会税務研修会
- (9) 地区支部税務研修会



2. 納税意識の高揚を目的とする事業（公益目的事業）

- (1) 租税教室実施に向けての調査研究
- (2) 租税教育用小学生向けマンガ寄贈
- (3) 相模原市主催イベントでの租税教育用「紙芝居」実施
- (4) 相模原市主催イベントでの税金クイズ等
- (5) 地域イベント参加による税金クイズ等



3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公益目的事業）

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 社団法人神奈川県法人会連合会 税制問題研究会
- (5) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (6) 全国青年の集い
- (7) 全国女性フォーラム



4. 地域企業の健全な発展に資する事業（公益目的事業）

- (1) 労務相談
- (2) 経営研修会（本部・部会・支部）
- (3) 法律相談
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー
（セミナーオンデマンド運営管理）



5. 地域社会への貢献を目的とする事業（公益目的事業）

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム
- (2) 健康セミナー（部会・支部）
- (3) 法律相談
- (4) 女性部会絵手紙作成、送付
- (5) 女性部会タオル寄贈
- (6) 女性部会使用済み切手寄贈
- (7) 相模川クリーン作戦へ参加
- (8) チャリティイベント（本部・支部）
- (9) 地域イベントへ参加（支部）
- (10) 地域美化運動
- (11) 中学生職場体験支援事業
- (12) 社団法人神奈川県法人会連合会「法人会の森」下草刈
- (13) その他会員及び一般に有益な事業（支部地区）



6. 会員の交流に資するための事業（共益事業）

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 支部施設見学会
- (7) 他団体との交流会

7. 会員の福利厚生等に関する事業（収益事業）

- (1) 経営者大型保障制度の普及推進
- (2) 経営保全プランの普及推進
- (3) がん保険制度の普及推進
- (4) 簡易保険団体保険料払込制度の普及推進
- (5) 成人病検診
- (6) パソコンセミナー割引
- (7) 葬儀・儀式サービス
- (8) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (9) 貸倒保障制度普及促進

平成 24 年度事業計画案及び予算案 理事会で承認

平成 24 年度収支計算書(案)

自：平成 24 年 4 月 1 日 至：平成 25 年 3 月 31 日
24 年度予算(20 年度会計基準)

科 目	予 算 額
I . 事業活動収支の部	
i . 事業活動収入	
1 . 特定資産運用収入	4,700,000
(1) 特定資産賃借収入	4,700,000
2 . 受取会費収入	42,624,000
(1) 正会員受取会費収入	42,000,000
(2) 賛助会員受取会費収入	624,000
3 . 事業収入	6,684,000
(1) 研修会事業収入	5,714,000
(2) 簡易保険取扱収益	420,000
(3) その他事業収益	550,000
4 . 受取補助金等収入	15,038,214
(1) 全法連助成金収入	14,629,028
(2) 神奈川県連助成金収入	409,186
5 . 雑収益	215,000
(1) 受取利息	15,000
(2) 雑収入	200,000
事業活動収入計	69,261,214
ii . 事業活動支出	
1 . 公益目的事業	43,380,020
給料手当支出	8,750,000
法定福利費支出	1,120,000
会議費支出	2,957,700
旅費交通費支出	860,200
通信運搬費支出	2,435,000
消耗品費支出	3,900,000
消耗什器費支出	897,500
修繕費支出	350,000
印刷製本費支出	7,398,000
光熱水料費支出	840,000
賃借料支出	742,000
保険料支出	138,500
諸謝金支出	6,058,231
租税公課支出	1,960,000
委託費支出	501,200
広告宣伝費支出	210,000
支払負担金支出	671,200
会場費支出	1,107,600
会館管理費支出	770,000
燃料費支出	35,000
支払寄付金支出	290,000
支払手数料支出	700,000
雑支出	687,889
2 . 収益事業等	16,122,915
給料手当支出	2,500,000
法定福利費支出	320,000
会議費支出	4,427,500
旅費交通費支出	2,076,100
通信運搬費支出	330,000
消耗品費支出	943,500
消耗什器費支出	190,000
修繕費支出	100,000
印刷製本費支出	992,000
光熱水料費支出	240,000
賃借料支出	200,000
保険料支出	89,100
諸謝金支出	158,000
租税公課支出	560,000
広告宣伝費支出	60,000
支払負担金支出	643,365
会場費支出	230,950
会館管理費支出	220,000
燃料費支出	10,000
表彰費支出	480,000
支払手数料支出	200,000
雑支出	1,152,400

科 目	予 算 額
3 . 管理費	9,008,420
給料手当支出	1,250,000
法定福利費支出	160,000
会議費支出	2,533,400
旅費交通費支出	25,800
通信運搬費支出	756,000
消耗品費支出	210,000
消耗什器費支出	396,000
修繕費支出	50,000
印刷製本費支出	205,400
光熱水料費支出	120,000
賃借料支出	100,000
保険料支出	16,000
諸謝金支出	70,000
租税公課支出	280,000
委託費支出	366,000
広告宣伝費支出	30,000
支払負担金支出	442,000
会場費支出	154,700
会館管理費支出	110,000
燃料費支出	5,000
支払手数料支出	100,000
支払利息支出	850,000
渉外費支出	300,000
慶弔費支出	300,000
雑支出	178,120
4 . 法人税等引当支出	700,000
事業活動支出計	69,211,355
事業活動収支差額	49,859
II . 投資活動収支の部	
i . 投資活動収入	
1 . 基本財産取崩収入	0
2 . 特定資産取崩収入	2,000,000
(1) 青年部会周年事業資産取崩収入	2,000,000
投資活動収入計	2,000,000
ii . 投資活動支出	
1 . 特定資産取得支出	2,150,000
(1) 会館再取得引当資産取得支出	1,000,000
(2) 什器備品買替引当資産取得支出	100,000
(3) 公用車再取得引当資産取得支出	400,000
(4) 退職給付資産引当取得支出	450,000
(5) 女性部会周年事業資産取得支出	100,000
(6) 青年部会周年事業資産取得支出	100,000
投資活動支出計	2,150,000
投資活動収支差額	△ 150,000
III . 財務活動収支の部	
i . 財務活動収入	
財務活動収入計	0
ii . 財務活動支出	
1 . 長期借入金返済支出	10,000,000
財務活動収入計	10,000,000
財務活動収支差額	△ 10,000,000
IV . 予備費支出	2,899,859
予備費支出	2,899,859
当期収支差額	△ 10,100,141
前期繰越収支差額	13,000,000
次期繰越収支差額	

公益目的事業比率を算定する分母（公益目的事業費＋公益事業費及び収益事業費＋管理費）支出予算で考えます。この内、公益目的事業費が占める割合を、公益目的事業比率といいます。

$$\frac{43,380,020 \text{ 円}}{43,380,020 \text{ 円} + 16,122,915 \text{ 円} + 9,008,420 \text{ 円}} = 62.67\%$$

※正確には正味財産増減計算書で比率を算定します。

活動フラッシュ

相模原法人会の活動報告 2012年3月▶▶▶ 2012年4月

税制改正提言事業

3月13日(火)



税制改正意見交換会

衆議院議員 民主党最高顧問・税制調査会長 藤井裕久様 及び 衆議院議員 民主党 本村賢太郎様を招き、平成24年度の税制改正に関する提言書を渡し、意見交換を行いました。

経営研修会

3月6日(火)



「はやぶさ」が挑んだ宇宙旅行その7年間の歩み (大野中支部)

会場／国民生活センター講堂
講師／JAXA 教授 工学博士 川口淳一郎氏

経営研修会

3月7日(水)



日本一のマグロ船から学ぶ コミュニケーション術(源泉部会研修会)

会場／相模原法人会会議室
講師／人材育成コンサルタント 齋藤正明氏

経営研修会

3月25日(日)



どうなる「年金」今後の動向と賢い貰い方 (田名支部)

会場／田名公民館
講師／田中年金総合研究所 所長 田中章二氏

経営研修会

3月29日(木)



5S活動による経営革新セミナー(大野南支部)

会場／ホテルラポール千寿閣
講師／経営コンサルタント 五十嵐 諭氏

社会貢献事業

3月8日(木)



絵手紙制作(女性部会)

会場/相模原法人会会議室

女性部会を中心に絵手紙制作を実施。「下手でいい!下手がいい!」の教えを守り、季節ごとに介護老人福祉施設へお贈りしています。

社会貢献事業

4月7日(土)・8日(日)



租税教育用紙芝居には子どもがいっぱい

市民桜まつり

会場/桜まつり会場 内容/ぜいきんクイズの実施や租税教育用紙芝居の実施



大盛況の税金クイズ



物販で参加の青年部会

社会貢献事業

4月1日(日)



津久井湖桜まつり

会場/桜まつり会場 内容/ぜいきんクイズや税に関する資料を配布

事務局からのお知らせ

平成24年4月1日より事務局が新体制となりましたのでお知らせいたします。

- ・事務局長 山崎 暢康
- ・職員 土屋 三賀
- ・職員 松本 和之
- ・職員 門倉 秋文

今後とも、ご指導ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

有限会社 相武ガーデン 〔相模原矢部地区〕 花子と太郎の

見てある記



太郎 今日はさがみ夢大通りにある相武ガーデンさんにお邪魔しています。

花子 花と緑がいっぱいね！とってもいい香り～♪
長年こちらで営業されてますよね。創業はいつ頃なのですか？

横尾 創業から32年です。長く営業していますので、地域に根付いた街のお花屋さんという感じでしょうか。

まさにそうですね！私が子どもの頃からあるんですもの！！

もともと園芸用品だけを扱っていましたが、10年ほどたった頃から切り花も扱うようになりました。今は総

合花店になっています。昨年9月にリニューアルオープンしました。

そうなんですか。店内も明るくてとってもステキ！

品揃えも豊富ですね。

品揃えという点では、野菜苗、花苗、贈答用の洋ラン、それに園芸資材など幅広く取り揃えているのが特徴です。ほかの花屋さんでは扱っていない山野草もいろいろ揃えています。スタッフがしっかりとした技術と知識を持ってお客様に接しているのも強みですね。販売以外にも池坊の生け花、西洋風のフラワーアレンジ教室なども開催しています。

わぁ！楽しそうですね。私も参加してみた～い。

え？！花子ちゃんがフラワーアレンジ？！（笑い）ええと…配達もしていると伺いました。

はい。中央区のお客様にはお買い上げ3,000円以上で無料で配達しています。南区と緑区の一部のお客様には5,000円以上のお買い上げで無料配達しています。個人だけでなく、企業や飲食店様への定期的なお届けもしています。また、送料と箱代は別ですが、全国組織のフラワーネットを通じてお近くの花店から品物をお届けすることもできます。

無料で配達してくれるっていうのは有り難いですね！その他にお店独自のサービスはありますか。

ポイントカードを発行しています。1,000円以上のお買い上げで5%、1日と15日のお客様感謝デーは10%のポイントをさしあげています。

へえ！それはすごくおトク！！

さっそく集めたくなるね。ところで、お客様からはどんな注文がありますか？

大きな庭付きの家を持つお客様が以前より少なくなり、ベランダや室内に花を置きたいと相談されるマンション住まいの方が増えています。よくお話を聞いて、ご希望に合った花や苗をお薦めしています。土を使わない栽培についてもアドバイスしています。

時代とともにニーズも変わって来ているんですね。

要望も多様化していると思うのですが…対応は大変ではないですか？

ん～…確かに大変かもしれませんが、お客様にお気に入りの花を買っていただき、満足していただくことが何よりの喜びなんです。母の日やクリスマスシーズンなどの繁忙期には自分の時間が取れない悩みもありますが（笑い）。

そうですね…。世の中がお休みの時こそ、お忙しいんですもんね。

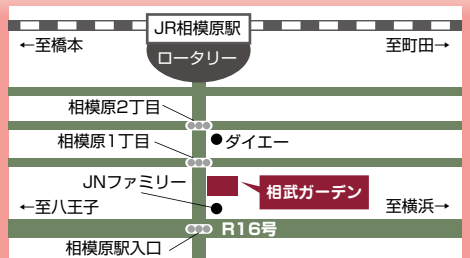
これからたくさんの花木を提供し続けてくださるのを楽しみにしています。市内全域からお客様に来ていただけるように、一般的なものから珍しいものまで、幅広い商品構成をしたいと思います。ブログやFacebookも見てもらえるよう、更新をがんばります！

花と緑に囲まれて、すっかり癒されました！

花はどなたにも喜んでいただけます。自分で楽しむのはもちろんですが、プレゼントとしても最適です。花を贈る楽しみ、花をプレゼントされる喜びを、多くの方々に知っていただきたいと願っています。



有限会社 相武ガーデン
相模原市中央区相模原 7-1-27 ★P有
TEL / 042-755-8885
FAX / 042-755-8550
営業時間 / 9:30～19:00(1・2月は18:00)
休業日 / なし(1/1～1/4は休業)
URL / <http://soubugarden.web.fc2.com/index.html>



法人会館の会議室がご利用になれます

地区支部主催の役員会や研修会でのご利用は無料です。
会員会社で主催する会議や研修会でのご利用の場合は
会員料金、会員以外の方は一般料金でご利用になれます。

詳しいお問い合わせは

(社)相模原法人会事務局まで

会員の皆様のお手元に届いております

法人会だよりと一緒に、貴社の広告を封入できます

《発行内容》	部	数	4,000部
	発	行	隔月(5月、7月、9月、11月、1月、3月)
《封入広告》	寸	法	角2封筒に入る大きさ(A4版、B4版またはA3版の2つ折まで可。)
	内	容	・会員に配布するに相応しい内容である事 ・発行部数分印刷、寸法にあう事
	料	金	¥30,000(1回)
	申込	問合	封入希望発行月より1ヶ月前までに法人会事務局までお電話下さい。

本誌に関するお問い合わせ、プレゼントのお申し込み・感想はこちらまで…

社団法人相模原法人会事務局
〒252-0236 神奈川県相模原市中央区富士見 6-13-16
TEL 042-755-3027 FAX 042-753-3273
URL <http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>



相模原法人会だより

今回の表紙



テーマ『はなびし草』

城山を背景にオレンジ色も鮮やかなはなびし草が目に見え、ケシ科の花のかたちが花菱紋に似ていることから付けられたそうです。カリフォルニア州の原産だそうで州花にもなっています。初夏らしい花ですね！

撮影地/緑区中沢 撮影者/松田廣司

読者プレゼント

季節の花束 (1,000円相当)



※写真はイメージです

5名

季節のアレンジメント (2,000円相当)



※写真はイメージです

5名

今すぐ
ハガキか
FAXで!

相武ガーデンより
季節のお花を
抽選で10名様に
プレゼント!

お問い合わせは

有限会社 相武ガーデン

相模原市中央区相模原 7-1-27

TEL 042-755-8885

FAX 042-755-8550

「季節の花束」・「季節のアレンジメント」 プレゼント応募方法

「季節の花束」または「季節のアレンジメント」希望、住所、お名前、電話番号、そして「法人会だより」に対する感想、ご意見等をご記入のうえ、5月31日までに、FAX又は郵送で相模原法人会事務局までお申し込み下さい。当選者発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。ご感想などご紹介させて頂く場合がございます。

未来への挑戦30

もっと考えよう！
地域のこと！
税のこと！

日時 平成24年9月17日(月・敬老の日) 13:00~18:00

会場 グリーンホール相模大野及び相模大野中央公園
(相模原市南区相模大野4-4-1)

入場無料

夢と希望
への挑戦

～バルーンセレモニー～



ひとつの街・人の未来を
考えることで未来へ挑戦
していく心を忘れない…
自分の夢と
希望を未来へと
風船に想いを乗せて

特別講演
14:00~16:00

元プロ野球選手・監督
現東北楽天イーグルス名誉監督

野村 克也氏



野村克也氏はプロ野球球団の監督時代、弱いチーム、若いチームを選手の意識改革により常勝チームに蘇らせた。その手腕は「野村再生工場」と言われ、プロ野球のみならず、政財界にも高く評価され、その講演会は「面白さ」と「人気」において特筆される。景気低迷の中、組織の再生を図る。相模原の中小企業に対してヒントが得られる講演会です。

th

主催：社団法人相模原法人会青年部会設立30周年記念事業実行委員会



法人税確定申告書提出の
会員の方は、この**会員証**を
切り取り申告書の別表下欄に
貼付して提出してください。



※きりとり

h(社)相模原法人会会員証